

## 八百津町結婚新生活支援補助金

新婚生活を  
応援します！

補助金額上限

30万円

夫婦ともに  
39歳以下

補助金額上限

60万円

夫婦ともに  
29歳以下

ご結婚おめでとうございます！八百津町で新生活を始める新婚世帯を応援するため、住宅取得費用・住宅のリフォーム費用・住宅賃借費用・引越費用の一部を補助します。

## ♡ 対象となる世帯

① 令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

② 申請する日において、夫婦ともに八百津町内の住宅に居住し、住民登録を行っている

③ 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下

④ 夫婦の所得金額が、合計500万円未満

※1 ⑤～⑧は裏面参照  
すべて満たす世帯が対象となります。

※2 前年度に交付決定を受けた世帯、受給資格の認定を受けた世帯で、補助上限額に達していない場合も対象となります。（継続補助）



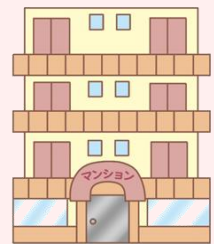
## ♡ 対象となる費用

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに支払った

住宅の取得費用  
リフォーム費用



住宅の賃借費用  
(家賃・敷金・礼金・  
共益費・仲介手数料)



引越費用



※結婚を理由に新たに購入やリフォーム、賃借した八百津町内にある住宅対象です。

♡ 補助金額 1世帯あたり上限30万円 ※夫婦ともに29歳以下の世帯は上限60万円

♡ 補助対象件数 8世帯(先着順)

♡ 手続きの流れ 交付申請(申請者)→交付決定(町)→請求(申請者)  
→補助金支払(町)

♡ 申請期間 令和5年4月3日(月曜日)～令和6年3月29日(金曜日)

- ・補助対象件数に達した時点で受付を終了します。
- ・補助金の申請を検討される方は事前にご相談ください。
- ・提出書類等詳しい条件は、裏面もしくは町ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら



♡ お問い合わせ 八百津町役場 総務課 企画行政係 TEL:0574-43-2111(2213・2214)  
※受付は、申請期間中の8:30から17:15まで(土日祝日、年末年始を除く)

## ♡ 対象となる世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦。
- ②申請日において、夫婦ともに八百津町内の住宅に居住し、住民登録を行っていること。
- ③婚姻届日における年齢が、夫婦ともに**39歳以下**であること。
- ④夫婦の所得金額の合計が**500万円未満**であること。(給与収入に換算すると約670万円)  
※貸与型奨学金を返済している方は年間返済額を所得から控除します。
- ⑤生活保護又は他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑥夫婦ともに町税を滞納していないこと。
- ⑦夫婦ともに八百津町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。
- ⑧過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。

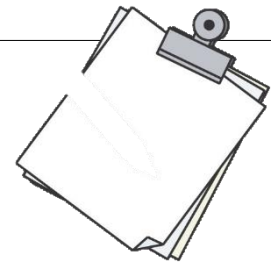
## ♡ 対象となる費用

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った以下の費用が対象です。

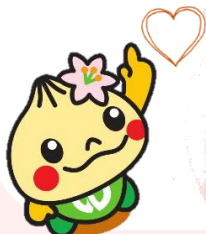
- |             |                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ①新規の住宅取得費用  | 物件の購入費用(土地購入代は対象外)                                                           |
| ②住宅のリフォーム費用 | 住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用(倉庫、車庫、門、フェンス、植栽、家電購入等に係る費用は対象外) |
| ③新規の住宅賃借費用  | 賃料(駐車場代は対象外)、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料                               |
| ④結婚に伴う引越費用  | 引越業者又は運送業者へ支払った費用                                                            |

## ♡ 申請に必要な書類

- ☐ 八百津町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ☐ 夫婦の住民票の写し
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ☐ 夫婦の所得証明書
  - ・申請日が5月31日までの場合: 前々年分の所得証明書
  - ・申請日が6月1日以降の場合: 前年分の所得証明書
- ☐ 夫婦の町税完納証明書又は滞納のないことを証明する書類
  - ・1月1日に町外に居住していた場合、前住所地の市町村税の完納証明書も必要です
- ☐ 【貸与型奨学金を返還した場合】貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し
- ☐ 【住宅取得の場合】売買契約書又は工事請負契約書等及び領収書等の写し
- ☐ 【リフォーム費用の場合】工事請負契約書、請書等及び領収書等の写し
- ☐ 【住宅賃借の場合】賃貸借契約書及び領収書等の写し
- ☐ 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- ☐ 【引越費用の場合】引越費用に係る領収書等の写し
- ☐ その他町長が必要と認める書類



※上記以外にも確認のため追加で書類の提出をお願いしたり、ご連絡させていただく場合があります。



対象となる世帯の要件は満たしているが、期間内に対象となる費用の支払いがない場合、**補助金受給資格認定申請**が可能です。

※受給資格認定を受けると**翌年度に限り、補助金の交付申請**を行うことができます。詳しくはお問い合わせください。

## ♡ Q & A

### [対象世帯について]

Q 1 婚姻したことを何で確認しますか？

A 1 戸籍抄本や婚姻証明書等の婚姻の日及び夫婦の生年月日が確認できる書類を申請時に添付していただきます。（夫婦の双方の住民票の住所が住宅の住所となっていることが必要です）

Q 2 所得は何で確認しますか？

A 2 申請の時点で発行されている最新年の所得証明書により確認します。夫婦の所得証明書を申請時に添付していただきます。（夫婦の所得の合計が500万円を超える場合は、対象になりません）

Q 3 所得額はどこを見たらわかりますか？

A 3 所得証明書に記載の「合計所得金額」となります。

Q 4 再婚した夫婦も補助の対象になりますか？

A 4 対象になります。ただし、夫婦のいずれかまたは両方が、過去に補助を受けたことがある場合（他の地方自治体での補助を含む）は、対象になりません。

### [対象となる期間について]

Q 5 補助の対象となる「婚姻日」「住宅購入・リフォーム工事・賃貸借契約締結・引越期間」「支払期間」はいつですか？

A 5 婚姻日：令和5年3月1日～令和6年3月31日まで  
 住宅購入・リフォーム工事：婚姻日から起算して1年以内～令和6年3月31日まで  
 賃貸借契約締結・引越期間：令和6年3月31日まで  
 支払期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

### [対象となる費用について]

Q 6 どのような費用が対象(○)になりますか？また対象にならない費用(×)はありますか？

A 6 ①住宅取得費用

- 新規に住宅を取得した際の物件(建物)購入費用
- × 土地購入代、住宅ローン手数料、登記に要した費用

②住宅のリフォーム費用

- 住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
- × 倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の工事費用、家電購入・設置に係る費用

③住宅賃借費用

- 賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料
- × 駐車場代、物件清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料

④引越費用

- 引越業者または運送業者への支払いに係る実費
- × 不用品の処分、家族や知人で引っ越した場合にかかった費用(謝礼、レンタカー代等)

Q 7 リフォームを行う住宅の所有者は、新婚夫婦でないといけませんか？

A 7 所有者が必ずしも新婚夫婦である必要はありません。ただし、以下の要件を満たしている場合に限り対象となります。

- ①夫婦の住民票の住所が、リフォームを行う住宅の住所になっていること。
- ②夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていること。

Q 8 勤務先から住宅手当を支給されている場合の取り扱いはどうなりますか？

A 8 住宅手当支給分は対象外となります。勤務先が発行する住宅手当支給証明書等により、支給額が確認できる書類を添付していただきます。住宅手当を控除した金額で申請してください。

Q 9 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費用または住宅賃借費用は補助対象になりますか？

A 9 対象になりません。

Q 10 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか？

A 10 同居開始以後の費用に限り対象になります。同居開始日については、賃貸借契約書を変更した日にちとなります。（賃貸借契約書を変更し、夫婦の氏名が記載されていること）

## ♡ Q & A

### [継続補助について]

- Q11 対象世帯の要件は満たしているが、期間内に対象となる費用の支払いがありません。補助を受けることはできますか？  
 A11 補助を受けることができます。ただし、婚姻届を提出受理された年度の申請期間内に「補助金受給資格認定申請」を行う必要があります。受給資格認定を受けた場合、翌年度に限り交付申請を行うことができます。
- Q12 年度内に補助上限額に達しなかった場合、翌年度も補助を受けることができますか？  
 A12 補助を受けることができます。翌年度に限り、補助上限額から前年度に交付を受けた額を差し引いた残りの金額分を限度として、交付申請を行うことができます。

### [書類の取得について]

- Q13 婚姻届受理証明書はどこで取得できますか？  
 A13 婚姻届を提出した市区町村の役所で取得可能です。（八百津町の場合：1階町民課窓口係、町内各出張所）
- Q14 婚姻後の戸籍謄本はどこで取得できますか？  
 A14 本籍地のある市区町村の役所で取得可能です。（八百津町の場合：1階町民課窓口係、町内各出張所、可茂地域広域行政窓口※1（美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡）の窓口担当課）
- Q15 住民票の写しはどこで取得できますか？  
 A15 住民票のある市区町村の役所で取得可能です。（八百津町の場合：1階町民課窓口係、町内各出張所、可茂地域広域行政窓口※1（美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡）の窓口担当課）
- Q16 所得証明書はどこで取得できますか？  
 A16 1月1日時点で住民票のある市区町村の役所で取得可能です（八百津町の場合：1階町民課税務係、各出張所、可茂地域広域行政窓口※1（美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡）の税務担当課）
- Q17 滞納のないことを証明する書類（完納証明書等）はどこで取得できますか？  
 A17 住民票のある市区町村の役所で取得可能です（八百津町の場合：1階町民課税務係、町内各出張所）  
 ※1月1日に町外に居住していた場合は、1月1日時点で住民票のあった市区町村の税務担当課より取得してください。

八百津町では、可茂地域広域行政窓口サービスを実施しており、美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡に住民票や本籍のある方は、前述の各市町村窓口で住民票などの各種証明書の交付を受けることができます。ただし、請求できる人の制限等がありますので、詳しくは各市町村担当課にご確認ください。

## ♡ 給与所得の計算例（※下記の図で所得額を求めることができます。）

| 給与等の収入金額              |                         | [A]円                 |
|-----------------------|-------------------------|----------------------|
| [A]の金額                | 給与所得の金額                 |                      |
| ～550,999円             | 0円                      |                      |
| 551,000円～1,618,999円   | [A] - 550,000円          |                      |
| 1,619,000円～1,619,999円 | 1,069,000円              |                      |
| 1,620,000円～1,621,999円 | 1,070,000円              |                      |
| 1,622,000円～1,623,999円 | 1,072,000円              |                      |
| 1,624,000円～1,627,999円 | 1,074,000円              |                      |
| 1,628,000円～1,799,999円 | [A] ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 4 | [B] × 0.6 + 100,000円 |
| 1,800,000円～3,599,999円 | [A] ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 4 | [B] × 0.7 - 80,000円  |
| 3,600,000円～6,599,999円 | [A] ÷ 4 (千円未満端数切捨て) × 4 | [B] × 0.8 - 440,000円 |
| 6,600,000円～8,499,999円 | [A] × 0.9 - 1,100,000円  |                      |

### (例1) 収入55万1千円の場合

551,000円[A] - 550,000円  
 = 1,000円(所得額) となります。

### (例2) 収入555万円の場合

5,550,000円[A] ÷ 4  
 = 1,387,500円(千円未満端数切捨て)  
 = 1,387,000 × 4 = 5,548,000[B]  
 5,548,000円[B] × 0.8 - 440,000円  
 = 3,998,400円(所得額) となります。

### (例3) 収入670万円の場合

6,700,000円[A] × 0.9 - 1,100,000円  
 = 4,930,000円(所得額) となります。

## ♡ お問い合わせ

八百津町役場 総務課 企画行政係

TEL:0574-43-2111(内線2213・2214)

※受付は、申請期間中の8:30から17:15まで(土日祝日、年末年始を除く)

詳しくはこちら

